

もしも税務調査の電話があつたら…

事前通知11項目を確認し、民商に連絡を



長岡版

発行編集
長岡民主商工会
長岡市中沢167-1
☎ 33-5948

2024年8月19日
第2205号

インボイス制度は廃止を
消費税は5%に減税を
大軍拡・大増税をやめよ
税務相談停止命令制度は
廃止を

2023年8月から2024年7月の1年間で、複数の長岡民商会員の事業に税務調査が実施されました。現在継続中の調査もあります。

税務調査を実施するに当たり、税務署は調査対象者に電話等で通知をすることが法で定められています。通知をすることなく、突然訪問して調査を行うことが認められるのは、通知をすることによって違法または不法な行為を容易にし、調査の適正な遂行に支障をきたすおそれがある場合に限られます。

通常の税務調査は任意調査です（ただし、正当な理由なくして拒否することはできません）。税務署には「何を調査するのか、なぜ調査するのか」など、左記の11項目を事前通知することができる義務づけられています。1項目でも多くと事前通知の不備に当たります。

事前通知の11項目

- ① 実地調査を行うこと
- ② 調査を開始する日時
- ③ 調査を行う場所
- ④ 調査の目的
- ⑤ 調査の対象となる税目
- ⑥ 調査の対象となる期間
- ⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑧ 調査対象者（納税者）の氏名及び住所
- ⑨ 調査を担当する職員の氏名及び所属
- ⑩ 変更可能事項（②、③についても変更可能であること）の説明
- ⑪ 「非違が疑われる」となった場合、「は、
④～⑦で通知した事項以外についても調査
することができる」という説明

事前通知の際には、②のように調査日時を指定されますが、⑩に示すように、変更することもできます。

税務調査の電話があつたら、民商の役員・事務局にご連絡ください。事前通知するところなく、突然調査に訪れた場合も同様です。

税務調査に臨むには、事前の準備が必要

です。対策会議を開き、心構えや準備物などを確認します。

納税者権利憲章の制定が必要

日本では納税者の権利が軽視されています。経済開発協力機構（OECD）の主要加盟国の中で、納税者権利憲章（納税者の権利が尊重・擁護される取り決め）が制定されていないのは日本だけです。消費税減税を拒否していることも含め、政府は世界の潮流に逆らうことばかりをしています。



長岡各界連 8月の署名・宣伝行動

消費税をなくす長岡各界連絡会（長岡各界連）は今月も左記の通り、当面の目標である消費税5%への減税と、インボイス制度廃止を訴える署名・宣伝行動を実施します。

暑い中での行動となりますが、ぜひご参加ください。

日時 8月23日（金）12時15分～13時
場所 アオーレ長岡前歩道

お盆期間の商工新聞と事務所のお休み

- ① 商工新聞の配達について
8月12日号は休刊となります。
- ② 事務所のお休みについて
8月7日（水）から19日（月）の間にお届けします。

8月10日（土）から18日（日）の間、事務所はお休みとなります。よろしくお願いします。

